

地域の特色を生かした心に響く道徳授業の創造

―地域教材の開発とその活用―

## 一 新学習指導要領先行実施の課題

中学校においては、平成二十四年度からの新しい学習指導要領の全面的実施を控え、学習指導要領の趣旨の周知・徹底及び先行実施の課題の整理がされているところである。

本県においては、これまでも道徳教育の充実は重要な課題であると認識し取り組んできているが、特に、道徳教育の要としての道徳の時間についてみると、生徒が「楽しい」「ためになる」と感じる優れた実践が多くみられる一方で、形式化した指導や道徳的価値を教え込むにとどまるような指導が未だ問題点としてよく挙げられる。その結果、「文章を読んで感想を書くだけだから楽しくない。」「自分の人生に役立ちそうにないからためにならない。」など、生徒の心の内奥に届かない授業になっている場合も少なくない。

新しい学習指導要領において、学校教育全体で取り組む道徳教育の要としての道徳の時間の役割と重要性が明確に示されたことから、道徳の時間の特質に基づく指導の一層の充実を図ることが喫緊の課題であると考ええる。

## 二 道徳の時間の充実に向けて―魅力的な教材開発

道徳の時間は、生徒が資料に出会い、資料中の登場人物への共感や批判などを通して道徳的価値の内面的な自覚を深めていくものである。道徳の時間の目標の達成を図り、

生徒に充実感をもたらすような生き生きとした指導を進めるためには、道德の時間の資料となる魅力的な教材を多様に開発し、その効果的な活用に努めることが大切であると考ええる。すなわち、感動性とリアリティのある教材の開発とその活用が求められているのである。

そこで、本県では、とりわけ地元の身近な素材を生かした地域教材に視点を当て、地域の特色を生かした心に響く道德授業の創造をめざして取り組むこととした。

では、なぜ地域教材に着目したのか。本県における地域教材づくりの考え方について述べていく。

今日、都市化あるいは過疎化が進んでおり、多くの地域で、郷土意識や地域社会に対する連帯感が薄くなっている。こうした傾向が強まっている事実を考慮し、学校は、生徒に地域の人々との人間関係を問い直したり、地域社会の実態を把握させたりして、郷土に対する認識を深め、郷土を愛し、その発展に努めるよう指導していく必要がある。

「人間は、大地とその大地から生じたあらゆる自然的・精神的なものとともに、内面的に成長してきた場所にのみ、郷土をもつ。」(ドイツの教育学者シュプランガー)彼の言葉を借りれば、生徒の郷土意識を育むためには、ただ単にそこに住んでいて生活を営んでいるというだけでなく、地域の「ひと、もの、こと」とのかかわりの中で、内面的な成長をもたらせる必要があるということになる。例えば、郷土の文化財や伝統芸能、伝統工芸等を誇りに思い大切にするのも、単に昔から伝えられ、古いものだから

価値があるからということではなく、そこに込められた様々な人間の営みを大事にしたいと考えるからである。

生徒は、自然を含め、地域の様々なものや人とのかわりを通して、自己を見つめ、鍛え、自己実現を図っていくのであり、道徳性をはぐくむ上においても、地域社会のもつ意義はきわめて大きいと言える。そこに、地域を素材とした教材の開発の意義を見出すことができるのである。

伝統的な文化遺産ばかりでなく、生徒を取り巻く全ての地域環境を教材として視野に入れ、それらを活用することは、地域に根ざした道徳教育を推進する上で大切なことである。

これからの学校教育において、生徒の豊かな心を育むためには、こうした地域の教育資源をいかに見出し、活用していくかが一層問われてくるのではないだろうか。

### 三 地域教材の開発に向けて

地域教材の開発や活用に取り組むことは、生徒の心に響く道徳授業の創造にとどまらず、学校と家庭や地域社会との連携を一層促し、地域の実情に応じた道徳教育の具現化に資する効果がある。さらに、教材の掘り起こし・見直しを含めた教材の充実を図れるとともに、資料分析力や発問構成力などの教師の授業力の向上、道徳教育推進教師の機能化、市町における人材育成、地域の方々とのネットワークの構築なども併せて期待できる。

地域教材の開発に当たっては、身近なものの開発から取

り組み、次第に範囲を広げていくことを薦めたい。既存の文化や伝統の活用から始めることにより、地域に元来備わっている教育の掘り起こしにつながるのである。そのためにも、普段から、地域を歩き、地域のもっている文化等に敏感になり、さらに、伝統的な文化だけでなく自然や人物も含め、幅広く地域の特色を掘り起こす努力をしたい。また、教職員だけでなく、生徒も共に活動することにより、現実の社会の課題と向き合い、地域社会の新たな担い手を育てることにつなげていきたい。

次に、地域教材開発に際してのポイントを三点示す。

#### (一) 教材開発の視点

視点としては、「よい面とともに課題となる側面からも地域の特色を取り上げること」「生徒の地域社会における体験活動を取り上げること」「願いとして伝えたい内容や地域の人々が抱えている課題、生き方への自覚を深めるための構成にすること」「地域の人々と共に取り組むこと」などが挙げられる。こうした視点を踏まえ、地域の特色を教材化していくことが望まれる。

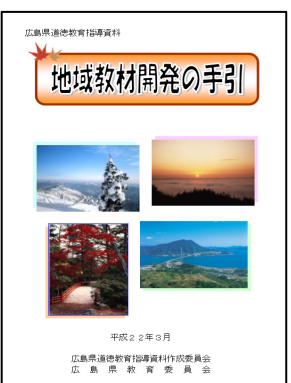
#### (二) 地域を素材とした教材で取り上げる題材例

題材としては、郷土の発展に貢献した先人の伝記や逸話など生きることの魅力や意味の深さについて考えを深めることができるものや郷土に根付く伝統と文化・行事・民話や伝説・歴史・産業など郷土への誇りや愛着を育てるもの、郷土の自然や風土など偉大さや美しさ、生命の尊さなどが感じ取れるもの、郷土ゆかりのアスリートなどのチャレン

ジ精神や力強い生き方、苦悩などに触れられるものなど、柔軟な発想をもち教材を広く求めていきたい。

(三) 地域を素材とした教材の選定や作成上の留意点  
教材の選定や作成においては、次の点に留意したい。

- ・ 道徳の時間の資料として用いることを原則とする。
- ・ 学校や学年の発達の段階に即するよう配慮する。
- ・ 原則として現存者を除く。ただし、実際に活躍するアスリートなど社会的評価が定まっている人は例外とし、幅広く考えていくようにする。
- ・ 政治的、宗教的な中立性を侵さない。
- ・ 特定の個人等への営利にかかわるものを避ける。
- ・ 史実に基づき、時代の考証等に十分耐えられるよう配慮する。ただし、単なる年譜や伝記にとどまらないようにする。
- ・ 教育上、好ましくない内容や表現を避け、排他的で狭い郷土愛とならないよう配慮する。
- ・ 方言を使用してもよいが、その際には、共通語を併記する。
- ・ 地名、人名等で教育用漢字以外のものを用いる場合には、ふりがなを付する。
- ・ 出典を明示するなど、開発や使用の際、著作権に関する配慮をする。



優れた地域教材は、全国どここの学校でも優れた資料になりうる。その上で、その地域で用いることで付加される意義があるのである。なお、開発された地域教材は、広く家庭などにおいても利用され、親しまれることが望ましい。

本県では、地域の実情に合わせ、平成二十一年度から二年間で延べ二百三十三本の教材が開発された。特に、中学校区の小・中学校教職員による協同的開発は、児童生徒の発達の段階に即する等、教材の質を高めるのに役立った。

現在、各市町では、下表のように先人の伝記・自然・伝統

